

フォークリフト運転技能講習受講に係る助成金交付要綱

一般社団法人京都府トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人京都府トラック協会（以下「京ト協」という。）が、少子高齢化が進展する社会にあって優良な労働力の確保を目的とする会員事業者によるドライバー育成対策の一環として行う、従業員のフォークリフト運転技能講習の受講に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
「フォークリフト運転技能講習」とは、労働安全衛生法施行令等に規定するところによる。

(助成対象)

第3条 助成は、京ト協に所属する会員事業者の従業員（京都府及び隣接府県に在住し京都府内営業所に所属する者に限る。）が、事業者の費用負担で4月1日から翌年2月末日までの間に、登録教習機関の行うフォークリフト運転技能講習を受講し、修了した場合、会員事業者が支払った費用の一部について行うものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、講習受講者1名5,000円とする。
また、会員事業者ごとの助成対象人数は、保有車両数20台以下は2名まで、30台以下は3名まで、31台以上は4名までを限度とする。

(申請方法)

第5条 助成を希望する会員事業者は、別記様式1の「フォークリフト運転技能講習受講助成金申請書兼請求書」に必要事項を記入の上、①技能講習修了者名簿（別紙1）、②講習修了に関する証明の写し、③登録教習機関への費用支払領収書の写し、④健康保険被保険者証（事業所名称が会員事業者のもの）の写し、を添付して京ト協へ申請する。

(申請期間)

第6条 申請期間は、4月1日から翌年3月5日までとする。
ただし、上記期間内であっても、予算枠に達した場合はその時点で打ち切る場合がある。

(助成金の交付)

第7条 京ト協は、会員事業者から第5条に基づく「フォークリフト運転技能講習受講助成金申請書兼請求書」等の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 助成金の交付後において、申請内容に虚偽の事実が判明した場合は、助成金を返還しなければならない。

また、会員事業者は助成対象従業員が講習終了後1年以内に退職した場合は、速やかに京ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

(報告)

第9条 京ト協は、この要綱に定める助成制度に関して、会員事業者に必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項については、別に定める。

附則・本要綱は平成27年4月1日から適用する。

様式 1

捨印

フォークリフト運転技能講習受講助成金申請書兼請求書

平成 年 月 日

一般社団法人京都府トラック協会 会長 殿

住 所
会社名
代表者名
電話番号

印

フォークリフト運転技能講習受講に係る助成金交付要綱を理解した上で第5条に基づき、下記のとおり申請(請求)します。

記

助成申請(請求)額 金 円

1. 申請明細

| | |
|------------------------|---|
| フォークリフト 運転技能講習修了者人数 | 名 |
|------------------------|---|

2. 添付書類

- ①技能講習修了者名簿(別紙1) ②フォークリフト運転技能講習修了証の写し
③登録教習機関への費用支払領収書の写し ④健康保険被保険者証(事業所名称が会員事業者のもの)の写し

3. 振込先銀行口座

銀行等口座 (銀行・信用金庫・信用組合) 支店

口座番号 (普通・当座)

(フリガナ)

口座名

フォークリフト運転技能講習修了者名簿

会 社 名 : _____

| No. | 氏 名 | 所 属 営 業 所 名 | 登録教習機関名 | 修了年月日 |
|-----|-----|----------------|---------|-------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |

※提出の際は、フォークリフト運転技能講習修了証の写し及び健康保険被保険者証
(事業所名称が会員事業者のもの)の写しを添付してください。

注) 本申請に記載された個人情報、フォークリフト運転技能講習修了に係る事実確認
のため当該登録教習機関に照会する場合を除き、第三者への開示はいたしません。